

○加賀市読書活動推進条例（案）

（前文）

豊かな水と緑に恵まれた私たちのまち加賀市には、大聖寺藩の時代から文武にわたる教育に力が注がれ、^{たしなみ}嗜みとしての文化が形成されてきました。

また、温泉地を中心に古来より多くの文人墨客が滞在するなど、風雅の薫り高い独自の文化が育まれてきました。それら学問や芸術を尊重する精神は今日に受け継がれ、多様な人材が活躍しています。

こうしたふるさとの歴史と文化を継承し、発展させていくためには、市民一人ひとりの豊かな人間性や社会性を育む環境づくりが必要であり、その手段として読書活動は大切なものです。

そこで、子どもから大人まで、全ての市民が読書活動に取り組む環境づくりを積極的に推進し、文化的で豊かな市民生活の実現を目指し、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、市民の読書活動（読書、読み聞かせ、音読、調べ学習、読書会、本のリサイクル及びその他の読書に関する活動をいう。以下同じ。）の推進に関し、基本理念を定め、市の役割を明らかにするとともに、読書活動を推進するために必要な事項を定めることにより、市民一人ひとりの知的で心豊かな生活及び活力ある郷土の実現に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 市は、読書活動が言葉を学び、知識を得て、感性を磨き、表現力及び創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で大切なものであることを考慮し、市民一人ひとりが、いつでもどこでも楽しく自主的に読書活動を行うことができる環境づくりの推進に努めるものとする。

（市の役割）

第3条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、市民の読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する役割を有する。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、家庭、地域、学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法

律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。) 、図書館その他の関係機関及び民間団体と連携を図り、一体となって市民が読書活動に取り組むよう努めるものとする。

(家庭の取組)

第4条 家庭においては、家族みんなで本に親しみ、感想を語り合うなど、読書の楽しさを共有し、家族の絆が深まるよう積極的に読書活動に取り組むものとする。

(地域の取組)

第5条 地域においては、学校等、図書館、地区会館その他の読書活動に関係する施設及び読み聞かせ等のボランティア活動を行う団体と連携協力し、市民の日常的な読書活動の推進に取り組むものとする。

(学校等の取組)

第6条 学校等は、それぞれの学校等の特性及び子ども(おおむね18歳以下の者をいう。)の発達段階に応じ、読書の楽しさを伝え、子どもが普段から本に親しみ、読書を楽しむ習慣づくりに取り組むものとする。

(議会の役割)

第7条 議会は、市民の読書活動を推進するための調査及び研究を行うとともに、市の執行機関が実施する施策への助言及び提言を行うよう努めるものとする。

(読書環境の整備の推進)

第8条 市は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(令和元年法律第49号)の趣旨を踏まえ、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が日常の生活の中で等しく読書に親しみ、読書活動や相互に交流できる環境づくりに努めるとともに、必要な情報の収集及び積極的な発信に努めるものとする。

(市民読書活動推進基本計画)

第9条 市は、市民の読書活動の推進に関する施策並びに家庭、地域及び学校等における読書活動に関する取組の総合的かつ計画的な推進を図るため、市民の読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 前項の計画の策定及び推進のため、市の執行機関に読書活動推進会議を置くことができる。

3 読書活動推進会議は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

(1) 市民の読書活動の推進に関すること。

- (2) 推進計画に関すること。
- (3) この条例の見直しに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民の読書活動に関する事項
(図書館の機能の充実)

第10条 市は、市民の読書活動を推進する上で図書館が重要な拠点であり、市立図書館は、その中核的な役割を担う施設であることに鑑み、市立図書館における読書活動の推進に必要な環境づくりに努めるものとする。

2 市は、市立図書館及び学校図書館（学校図書館法（昭和28年法律第185号）第2条に規定する学校図書館をいう。次項において同じ。）がその使命を全うするため、蔵書及び機能の充実その他運営の改善、向上等に寄与する措置を講ずるものとする。

3 市は、学校図書館の機能の充実が図られるよう、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(子どもの音読の推奨)

第11条 市は、子どもの思考力及び表現力を育むとともに、読解力（情報を読み解く力をいう。次項において同じ。）を向上させるため、子どもの音読を推奨し、及び学校等に対して子どもの音読に関する情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

2 家庭及び学校等は、子どもの読解力を向上させるため、日常的に子どもが音読に取り組む習慣づくりに努めるものとする。

(読書の日等)

第12条 読書活動に関する市民の関心及び理解を深めるとともに、市民が積極的に読書活動に取り組む意欲を高めるため、毎月23日を市民の読書の日（次項において「読書の日」という。）とし、毎年11月を市民の読書活動推進月間（次項において「読書推進月間」という。）とする。

2 市は、読書の日及び読書推進月間の趣旨を市民に周知啓発するとともに、読書の日及び読書推進月間にふさわしい行事の実施に努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、市民の読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。